

1 9月17日付けの追加指定（9月20日午前0時以降適用開始）**検疫所の宿泊施設での待機期間の変更**

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 待機なし→3日間待機 | : ウズベキスタン、ドミニカ共和国、ロシア（ハバロフスク地方） |
| (2) 10日間待機→3日間待機 | : インドネシア、キルギス |
| (3) 6日間待機+再入国禁止→3日間待機 | : アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブ |
| (4) 6日間待機→3日間待機 | : アラブ首長国連邦、ザンビア、ミャンマー |
| (5) 3日間待機→待機なし | : アイルランド、アンドラ、イスラエル、イラン、オマーン、オランダ、カンボジア、ジンバブエ、タイ、チュニジア、ナミビア、フィジー、フィンランド、フランス、米国、ベラルーシ、マルタ、ヨルダン、ルクセンブルク、レバノン、ロシア（ハバロフスク地方及びモスクワ市を除く） |

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（9月20日以降）

- | |
|--|
| (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（0か国）
なし |
| (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（0か国）
なし |
| (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（45か国）
アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インド、インドネシア、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、エクアドル、カザフスタン、キューバ、ギリシャ、キルギス、コスタリカ、コロンビア、ザンビア、ジョージア、スペイン、スリナム、スリランカ、セーシェル、タンザニア、チリ、デンマーク、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア（2地域：ハバロフスク地方、モスクワ市） |